２　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

３　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、インド政府によって保証される。

４　借款は、計画に基づき借入人が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

５　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

６　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

７　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

８　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十六日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下
（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年一月十六日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー
インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅閣下

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字東光坊一八の一・一八の三・二〇の三・二〇の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八の一地先（次の図に示す部分に限る。）、字芝間二一・二三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字シスガ洞三七〇の一、三七〇の五（次の図に示す部分に限る。）、字山之上三七四の五・三七六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七五の二、三七九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村越原字手掛岩一三一〇の一の二から一三一〇の一の四まで、一三二〇の三から一三二〇の六まで、一三一四の一、一三一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬西村字道ケ洞山四五五の二四（次の図に示す部分に限る。）、四三一から四三八まで、四四六の三、四五四、四五五の一三、四五五の一八、四五五の二〇から四五五の二三まで、四五五の二五から四五五の二七まで、四五五の三二、字とどめき一〇二六の三一（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇四、一〇一二、一〇一三、一〇二六の二〇から一〇二六の二三まで、一〇二六の三〇、一〇二六の三二、一〇二六の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町黒川字赤原六九〇四、六九〇七、六九一二、六九一四から六九一八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町市島字犬啼二四一五の三、二四一五の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備